



JR 東労組水戸

JR 東労組 水戸地方本部
発行責任者 村田 祐一
編 集 情宣部担当

2024.2.18

No.37

JR 東労組水戸地本で作成した檄布が大宮運転区分会に届く！



2月16日、JR東労組水戸地本は第41回定期地本委員会において、大宮運転区分会に対して、懲戒権の濫用を許さず共にたたかうため檄布を作成しました。

翌日、大宮運転区分会に檄布が手渡されました。JR東労組水戸地本は、不当処分・不当転勤を許さず、大宮運転区分会と共にたたかいをつくり出します！

2月8日に大宮地本から発出された声明文

事実に基づかない不当処分を撤回し、安心して働ける職場を実現する声明

いま、私たちが働く職場は「事実関係と十分な状況把握がされない中で、一方的な懲戒処分と他職場への異動が横行される」という、危機的状況にある。大宮運転区で発生した事象に対して会社は「大宮支社の皆さんへ」を発出して「社員が樂感に働くことを拒否し、管理者の承認を受けることなく、無断で帰宅する事象が発生しました」として「会社として厳正に対処せざるを得ない」としている。しかし事実と異なったり、隠されている事が多くあるため、我々は真実を明らかにして全職場での議論を要請する。

経過として、当人は前日急遽「休日出勤」を要請され、職場も大変な状況なのだろうから協力しようと承諾する。しかし当日出勤すると、これまでは休日出勤を要請する前に乗務させていた変形日勤が数名いたことから「休日出勤なのに変形日勤があるのはおかしい」「それなら休日出勤の意味がありませんので帰ります」と会社に伝えロッカーに向かう。ロッカーには管理者のほかに区長もいたそうだが、変形日勤がいる事に対する合理的な説明はなく、誰からも「帰るな」と通告もされていない。そして現場も一切されていない。逆に管理者からは、帰ることに「分かった」と言われ「代わりの人を探すことになる」「謝罪をさせてごめんね」と誰がどう見ても非は会社にあり、帰ることを認めたと捉えられる状況の中で帰宅している。それ以降も、本人への聞き取りは3日後まで行われず、その経過も合わない中で一致させる場もつくられないことなく、懲戒処分と他職場への異動が横行された。これは重大な事実誤認であり、会社によってつくられた「無断で帰宅した」というストーリーの中で、十分な状況把握もされず重い処分が一方的に行われたものであり、絶対に許すことはできない。

これまでも宇都宮運転区では、仕事上重大なミスが発生させてしまった社員が、本人も至極し会社と共に業務復帰に向けて取り組んでいる中で、犯したミスとは関係がないことで必要以上に叱責され長期に及ぶ懲罰的日勤教育により、自殺を考えた医療保護入院にまで追い込まれるパワハラが発生している。また、新たなジョブローテーション施策では、働くものの希望を一切聞かず異動を強行するあまり、異動のために精神的に病んでしまう人や簡易苦情処理申請が多発するなど、まるで「会社のいう事は黙って聞け」と言わんばかりの強制的な事象が多発している。その一方で、小倉井運転区では複数の管理者が、JR東労組脱退を意図した不適切な事象を行っていたことも明らかになっている。まさに私たちが働くJR東日本は危機的状況であり、このままでは世間的にも批判され、社員にも見放されるような「ブラック企業」になってしまう。

全組合員のみならず、そして組合未加入者のみなさん！

いま本場に職場は働きやすいですか。会社がいう「ボトムアップ」つまり言いたいことが管理者等に言えていますか。職場は人がいない中で多くの課題が与えられ、休日も十分休めない状態が続いているという悲鳴の声が大宮地本へ多く届いている。そして、このままでは会社の言う事に従わなければ処分や希望ではない「他職場への異動」が横行されるのではという不安感と、ミスをすればパワハラで追い込まれるのではないかとという恐怖心で、日々の仕事は「働きがい」どころか、まるで奴隷のようだとまで言われている。いま、この状況を打開できるのはJR東労組しかない。なぜなら、これらの事象は18春闘の間連日大敗北で多くの組合員が脱退し、JR東労組の力が弱くなってしまった中で発生しているからだ。強大な力を持つ会社に、職場の不満や不安を解消するには個人や社友会では不可能なことは、この間の事象を見れば明らかである。もう一度、安全で安心して希望をもって働ける職場確立に向けて、JR東労組への結果を全組合員で呼びかけていこう！そして未加入者のみなさん、私たちと共に声をあげ、職場を良いものへ作り変えるために共に奮闘しよう！

時系列が記載された緑の風



管理のミスで労働者に責任転嫁!? 懲戒権の濫用か!?

大宮支社のある運転区組合員に対し、「業務を指示されていたにもかかわらず、管理者の承認を得ず無断で帰宅した」ことを理由として処分が発令され、営業統括センターへの転勤が事前通知されました。

■経過の要点

- 12月22日 組合員は、管理者から発令を理由とした翌日の休日出勤の依頼に応じる
- 12月23日 組合員が現場に出勤すると、変形日勤がいたので管理者と会話をする。
 - 組合員「変形があるのに休日出勤はおかしい」
 - 管理者A「業務研究がある」
 - 組合員「おかしいですよ。それなら休日出勤の意味がありませんので帰ります」
 - *組合員がロッカーに移動したところ管理者Aもついて来る。
 - 管理者A「どうしてもだめか」「代わりの人を探すことになってしま」「謝罪をさせてごめんね」
- 12月26日 事情聴取
 - 管理者B「業務指示違反になる」
 - 組合員「そのまま帰ったら、業務指示違反になりますよって説明はなかった」
 - 管理者C「ちょっと説明が足りなかった」
- 1月11日 組合員 状況報告書を提出
 - 「止められたり帰ってはいけないや業務指示について説明はなかった」「ちゃんと説明されれば業務しました」
- 1月19日 組合員に懲戒処分と営業統括センターへの転勤の事前通知

疑問ポイント ① 休日出勤の必要性が理解できない
② 管理の責任と明言
③ 23日に業務命令はない説明、誤りもない

あまりに酷い!! 管理のミスで労働者に責任転嫁するな!!

不当処分・不当転勤を許さず、安心して働ける職場を共に作り出そう!